

平成 29 年 9 月

遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 平成 29 年 9 月 25 日（月） 午前 9 時 00 分～午前 10 時 10 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1. 解約について
報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について

- 議第 28 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
議第 29 号 非農地証明願いについて
議第 30 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
議第 31 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
議第 32 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
議第 33 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
議第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 14 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
		2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男		
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (2 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	12	土門健太郎				

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一			南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (2 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
蔵岡	池田 龍介	北部	高橋 正人				

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 9 月定例会を開催します。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 2 名、出席委員 14 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律、第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員は 2 名欠席で、2 名出席しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>おはようございます。お忙しい中、大変ご苦労さまです。稲刈りも始まり、それに伴って農作業の事故も年々増えてきている状況です。十分気を付けて作業いたしましょう。</p> <p>また、庄内地区の歩刈りの報告では、数量が 630kg から 680kg くらいでやや良と聞いておりますが、先日の大型台風では、被害が少なかったとはいえ、雨風で倒伏もありましたので数量に影響がないことを願っております。</p> <p>それから今月の全国農業新聞の 9 月号に農業者年金のことが記載されていきました。農業委員の皆さんはご存知かと思いますが、保険料の全額控除は当然のことではありますが、他の年金では加入者が手数料を負担するのが一般的ですが、農業者年金は加入者の手数料の負担がなく、基本的に国費で補っているのです、そのまま年金資源に活用されます。</p> <p>また、認定農業者で青申をしているなど農業の担い手となる方は、国から月額最高 1 万円の保険料の補助もあるそうです。将来のためにも、農業者年金を進めていきましょう。</p> <p>本日は、9 月定例総会に提出されました全議案に対し、慎重審議くださいますようお願いしまして、挨拶といたします。</p>
事務局長	<p>それでは、会議の議長は、遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長が当たることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 7 番菅原幸男委員、8 番菅原寛志委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p>

	(事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
事務局	<p>ご説明いたします。総会議案書の2頁をご覧ください。</p> <p>報告事項1. 解約について 番号8 計2筆、224㎡ 解約の事由は転用のためです。後ほど、議第33号でご審議いただきます。</p> <p>次の、番号9から16までは、高速道路用地の収用が理由の解約です。 番号9 計1筆、535㎡ 番号10 計1筆、191㎡ 番号11 計1筆、1,695㎡ 番号12 計1筆、30㎡ 番号13 計1筆、177㎡ 番号14 計1筆、420㎡ 番号15 計1筆、259㎡ 番号16 計1筆、1,000㎡</p> <p>報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について合計5件、すべて農地法第3条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号29 計4筆、1,811㎡ 番号30 計30筆、47,058㎡ 番号31 計18筆、8,376.99㎡ 番号32 計6筆、5,834㎡ 番号33 計3筆、9,873㎡</p> <p>以上5件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、</p> <p>報告事項3. 賃借料の変更通知書の受理について農地中間管理機構である、やまがた農業支援センターを通した契約の変更となります。 番号11-1、11-2 計4筆、2,976㎡ 10aあたり11,000円から、3,000円への変更です。 以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見無し)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第28号農地法第18条第6項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第18条第1項第2号、農地の引き渡し期限前、6箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号29-1、29-2は農地中間管理機構を通じた契約となっております。それでは、個別に説明させていただきます。</p> <p>番号27 計1筆、131㎡ 解約の事由は、転用のためです。</p> <p>番号28 計1筆、397㎡、 解約の事由は、転用のためです。</p> <p>番号29-1、29-2 計4筆2,445㎡ 解約の事由は、収用のためです。</p> <p>番号30 計2筆、5,860㎡ 解約の事由は、所有権移転のためです。</p> <p>この件については、議第34号(1)番号8でも説明させていただきます。昨年秋に所有者から売買の相談があり、現在の借人は買う意思がないことと、議第34号番号8の譲受人に設定すること、を確認していましたが、所有者の相続登記が未完了だったため、保留となっていました。その後、今年の8月に相続登記完了を確認したので、売買の申請を受けるにあたり、設定されている賃貸借権を解約するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第28号農地法第18条第6項の規定による通知受理について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第28号農地法第18条第6項の規定による通知受理について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第29号非農地証明願いについて事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>それでは説明いたします。議案書は9頁、審査意見書は2頁、補足説明資料は1頁をご覧ください。</p> <p>番号4 計1筆、526㎡ 申請地は、平成元年頃に農地であることを認識せず、農機具倉庫として整備し、以降30年ほど宅地として使用しているものです。 農地に復元することが著しく困難で、固定資産税も宅地として課税されて</p>

	<p>おります。</p> <p>なお、土地改良事業受益地内でございますが、申請者と土地改良区と決裁金につきましても相談しているようでございます。</p> <p>現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。</p> <p>また、19日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、菅原寛志部会員、高橋推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>審査基準書3頁の現地調査写真を見て頂いてもわかるように、農機具倉庫が建ててあり農地に復元するのは難しいのではと判断してきました。非農地として認めてもいいと思っております。</p>
議長	<p>次に8番菅原部会員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(8番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)</p>
8番菅原寛志委員	<p>同様に非農地と判断していいと思っております。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第29号非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第29号非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第30号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は4頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号4 計1筆、357㎡</p> <p>期間は17年3ヶ月で同一人と再設定です。</p> <p>貸人は農業者年金を受給しており、支給停止にならずに農業者年金を受給するには、使用貸借権を再設定する必要があります。</p> <p>また、今回の使用貸借権設定期間が17年3ヶ月の理由は、その他の使用貸借権の終期に合わせることで、次の更新の手間を省くため、このような期間設定となりました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それではただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 30 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 30 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 31 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 5 頁、補足説明資料は 4 頁からご覧ください。</p> <p>番号 1 番 計 1 筆、474 m²</p> <p>平成 14 年 1 月 18 日付けで県知事から転用許可がなされておりますが、当初事業計画者が事業に着手することができず、土盛りまで施工してそのままの状態となっておりますが、このたび第三者が住宅を建築することによって事業計画変更許可申請を行ったものです。</p> <p>審査基準書の意見書(案)のとおり、やむを得ない事由によるものであることから、変更相当と思われまます。</p> <p>また、申請地は十日町集落の東部に位置し、都市計画区域内の第一種住居地域、農業振興地域外、土地改良事業受益地外となっており、都市計画区域内の第一種住居地域という用途地域が設定されているため第 3 種農地と判断され、第 3 種農地は原則許可されることとなっております。</p> <p>当初計画の目的達成が困難になった理由も、故意、重大な過失によるものでなく、引っ越しの必要性や資金の調達についても進められており確実性があり、また、変更後の計画につきましても妥当であり、周辺農地への影響もないものと考えられ、事業計画変更は妥当なもの判断されます。</p> <p>なお、平成 14 年に許可をいただいた転用事由は事務所であり、新たな計画が住宅用地で変更になっていることから、議第 32 号、番号 3 で農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について提案させていただきます。</p> <p>なお、19 日に齋藤土地専門部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>

9 番今野一彦委員	現地は草刈りもきちんとされており、周辺にも迷惑をかけることなく、きれいに管理されていました。用途を事務所用地から住宅用地に変更したいということなので特に問題無いと考えます。
議長	次に 15 番佐藤部会員より現地調査の報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤重一委員	私も副部会長と同じ意見です。
議長	次に大谷推進委員より現地調査の報告をお願いします。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)
大谷進一推進委員	私からも同意見で問題無いと思います。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (8 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
8 番菅原寛志委員	前回の転用に関する申請ですが、有効期限はありますか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。有効期限というものは特にありません。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 31 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 31 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、原案のとおり承認相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。 次に、議第 32 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。 総会議案書は 15 頁、審査基準書は 5 頁、補足説明資料は 6 頁からご覧ください。 番号 3 番 計 1 筆、474 m ² この案件につきましては、先ほど、議第 31 号で審議いただいた内容でございますので、詳細については割愛させていただきますが、意見書(案)を審査基準書の 8 頁に掲載しております。

	<p>申請地は十日町集落の東部に位置し、都市計画区域の第一種住居地域で農業振興地域外、土地改良事業受益地外です。</p> <p>第3種農地で、計画面積も妥当で、資金も調達されており現実性があり、土地改良事業受益地外で周辺農地への支障もないことから許可相当と考えます。</p> <p>現地調査の報告につきましては、議第31号での報告で代えさせていただければと思います。</p> <p>次に番号4について説明いたします。</p> <p>計1筆、397㎡</p> <p>申請理由は、住宅新築のためです。</p> <p>申請地は、野沢下集落の東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外となっております。</p> <p>農振除外の事前協議の同意をいただいております、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断されます。</p> <p>必要な資金も確認しており現実性があり、住宅、駐車スペース、物置等の配置から計画面積も適当なものと考えます。</p> <p>住宅等で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務に必要な施設と判断されます。</p> <p>周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、周辺農地にも支障がないことから許可相当と考えます。</p> <p>なお、19日に齋藤部会長、今野副部会長、佐藤部会員、大谷推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは9番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>2件とも許可相当だと思います。番号4については、ハウス1棟を解体されており借柱が建ててある状態でした。私からは以上です。</p>
議長	<p>次に15番佐藤部会員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番佐藤重一委員	<p>番号4に関しては、仮柱が建ててあり今いま建てるような状況でしたので何ら問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>次に大谷推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
大谷進一推進委員	<p>私も同様に問題無いと思います。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

	<p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 32 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 32 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 33 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>総会議案書は 17 頁、審査基準書は 16 頁、補足説明資料は 12 頁からご覧ください。</p> <p>申請理由は、鹿野沢部落の公園・駐車場用地として利用するためです。</p> <p>番号 2-1 から 2-3 まで 3 つに分かれておりますが、借人は、鹿野沢自治会区長ですが、貸人が 3 名おりますので 3 つになっております。</p> <p>3 名から無償で借りるということで使用貸借権の設定になります。</p> <p>申請地は、鹿野沢下集落の東部に位置し、都市計画区域外、農振農用地区域外、土地改良事業受益地外となっております。10ha 以上の集団農地に接していることから第 1 種農地と判断されます。必要な資金も確認しており現実性があり、遊具、駐車スペース等の配置から計画面積も適当なものと考えます。公園等用地で集落に接続していることから、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務に必要な施設と判断されます。町道を挟み南側に集落の公民館があり、その駐車場としても利用するため周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、周辺農地にも支障がないことから許可相当と考えます。</p> <p>なお、19 日に齋藤部会長、今野副部会長、榊原部会員、池田推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 9 番今野副部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>19 日に現地調査に行ってきた。公民館の駐車スペースと遊具を設置して集落の公園として利用したいということでした。公民館のすぐ向かい側なので場所的にはすごくいい所だと見て来ました。許可相当と思います。</p>
議長	<p>次に 11 番榊原部会員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(11 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>

11 番 榊原一男委員	私も現地を見ましたが、何も問題無いと思います。
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 33 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 33 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 34 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。</p> <p>審査基準書は 21 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 5 件、(2) 利用権設定は新規設定が 3 件、再設定が 0 件となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別にご説明いたします。</p> <p>(1) 所有権移転</p> <p>番号 4 計 1 筆、257 m²</p> <p>総額 10 万円の売買で、10a あたりですと約 389,105 円で、売買による所有権移転となります。</p> <p>今回の売買は譲受人の希望で、審査基準書の図にもあるとおり、自分の耕作している畑の隣にあったため、買いたいと考えたそうです。また、譲受人は認定農業者です。</p> <p>この案件については、今野委員に現地調査をお願いしておりますので、後程説明をお願いします。</p> <p>つづきまして、番号 5 と 6 について説明します。</p> <p>番号 5 計 1 筆、495 m²</p> <p>10a あたり 100,000 円、総額 49,500 円で、売買による所有権移転です。譲受人は、認定農業者です。</p>

番号6 計1筆、1,715 m²

10aあたり100,000円、総額171,500円で、売買による所有権移転です。

番号5と6は、どちらも譲受人の自宅近くにあります。この件については、佐藤重一会長代理に現地調査をお願いしておりますので、後ほど報告をお願いします。

つづきまして、

番号7 計1筆、1,577 m²

10aあたり100,000円、総額157,700円で、売買による所有権移転です。今回の売買は、譲渡人の希望によるものです。

また、譲渡人は遊佐町に今回申請のあった農地の他に、宅地や家屋も所有していますが、譲受人はそれらについても買う予定で、今後、司法書士等に相談を行うとのことでした。

この件については、番号4と同じく今野委員に現地調査をお願いしておりますので、番号4とあわせて現地調査の結果を説明をお願いします。

番号8 計3筆、6,240 m²

10aあたり100,000円、総額624,000円。譲受人は認定農業者です。今回の売買は譲渡人の希望によるものです。

昨年秋から売買について相談があり、譲受人が売買を承諾していましたが、所有者の中で相続登記を完了していなかったため、手続きがストップしていました。

ただし、その時点から管理は譲受人がしており、現在も引き続き管理を行っています。

また、相続登記については、今年の8月1日付で完了していることを確認しています。

現地調査については、荒生あや子委員にお願いしておりますので、後ほど報告をお願いします。

(2)利用権設定

すべて新規の設定となります。

番号45 計13,610 m²の内2,920 m²

期間は5年、単価は10aあたり5,000円です。

申請のあった土地は、「コ」の字型の土地ですが、木が生えている部分を除いたため、地積が2,920 m²となっております。詳しくは、基準書の図面をご覧ください。

今回の利用権設定は、もともと相対で耕作していた方が亡くなったため、新たな耕作者として、賃借人を設定するものです。

番号46 計5筆、11,734 m²、

期間は10年、単価は10aあたり3,000円です。借人は認定農業者です。

今回の利用権設定は、借人の希望によるものです。申請のあった土地は現在雑種地のような状態ということですが、啓翁桜を植えたいとのことでした。

	<p>番号 47 計 1 筆、1,036 m²</p> <p>期間は 5 年、単価は 10 a あたり 5,000 円です。番号 45 の土地の隣にあります。利用権設定の理由も、番号 45 と同様、元々の耕作者が亡くなったためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1)所有権移転の番号 4 と 7 につきまして、9 番今野一彦委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>2 件とも 14 日に現地を見て来ました。初めに番号 4 ですが地目が畑になっていますが、かなり大きな木が生えていました。譲受人がどうしてもこの土地を求めたいということで金額は高いと思いますが、この価格になっています。譲受人に確認したところ、これから木を切ってハーブを植えるそうです。続きまして番号 7 ですが、譲渡人は以前、申請地周辺に住んでいましたが、現在は町外に住んでいます。譲受人は柿農家の方です。申請地は 1,500 m²程で 500 m²が野菜、残りがイチジクとスモモの木が植えてありました。周辺は柿畑で草刈り等もきちんとしてあり畑としては問題ない場所でした。2 件とも問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>次に、(1)所有権移転の番号 5 と 6 につきまして、15 番佐藤重一会長代理より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>9 月 2 日に譲渡人に会って来ました。譲渡人は遊佐町から酒田市へ移るということで農地を処分したいとの事で同じ集落の方に譲渡すようです。番号 5 ですが、以前耕作されていた方がきれいに管理されていたので今すぐにも始められるような状況でした。番号 6 ですが、農地パトロールの際にも少し荒れていましたが、今回処分するということできれいになっていました。番号 6 の譲渡人にも確認しましたが、来年何を耕作するかは未定との事でしたが、きちんと管理するとのお話でしたので問題無いと思います。</p>
議長	<p>次に、(1)所有権移転の番号 8 につきまして、13 番荒生あや子委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>19 日に現地調査をおこないました。譲受人からもお話を聞きました。審査基準書 23 頁下段西側につきましては、稲が耕作されておりもうじき刈取りができる状態でした。他の 2 筆については、現在耕作できるような状態ではなく、畔の草が伸びれば刈っているようでした。譲受人に今後どのようにするのか聞いたところ、やはりこのような状態では稲を作付けすることはできないので、いずれ重機を入れて整備したいとのことでした。その間も周辺の方には迷惑をかけないようにしっかり管理していきたいとの</p>

	<p>お話でした。私から見ても何ら問題無いと思いました。</p>
議長	<p>この案件につきましては、 農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤重一委員	<p>9 月 19 日に、202 会議室で 6 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。 ただいまの事務局説明に対し、何か質問意見等はございますか。 (質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 34 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。 (委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 8 月の定例総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。</p>